

宮城県ものづくり企業

自家消費型発電設備導入支援事業費補助金

宮城県では、県内ものづくり企業が原油価格高騰等に伴う物価上昇に対応していくため、自らグリーン電力を作り出せる体制の整備として、太陽光発電設備等の導入に要する経費の一部を補助します。

【 補助金の概要 】

1 補助事業の対象

区分	補助事業者	補助事業
自己所有型	県内に生産施設を有する製造業者 ^{※1}	自家消費に使用される発電出力50kW（公称最大出力合計）以上の太陽光発電又は風力発電設備 ^{※4} の導入とする。 なお、蓄電池の導入は、前述の発電設備と併せて導入する場合のみ補助の対象とする。
第三者所有型	オンサイトPPAモデル ^{※2} ・ファイナンスリースにより、県内に生産施設を有する製造業者 ^{※1} の生産施設敷地内に自家消費型発電設備を導入する ^{※3} 事業者	

※1 この要綱における製造業者とは、日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業者とする。

※2 発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。

※3 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。

※4 売電を目的としたものは対象外（売電のための配線工事含む）とする。

2 補助対象経費

補助対象経費	内容
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
工事費	事業に直接必要な工事費
その他経費	事業に直接必要なその他の経費

3 補助率・補助限度額

補助率	補助上限額	補助下限額
1/2	30,000千円	5,000千円

4 募集期間

令和4年7月8日(金)から令和4年8月19日(金)までに郵送または持参

- ・募集期間内に交付要綱に定める交付申請書と関係書類を提出願います。
- ・提出は、宮城県新産業振興課のホームページ（交付要綱等）でご確認ください。

<お問い合わせ> 宮城県 経済商工観光部 新産業振興課（新産業支援班 担当：高橋）
TEL 022-211-2722 FAX 022-211-2729 E-mail: shinsans@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>)

5 必要書類

補助金交付申請に関する添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書（様式第1号）※¹ (2) 事業計画書（様式第1号別添1）※¹ (3) 導入する設備のカタログ又は諸元表 (4) 補助事業実施予定場所（以下「予定地」という。）の位置図，外観写真 (5) 導入設備の配置図，単線結線図 (6) 予定地の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類 (7) 見積書（設計費，設備費，工事費，その他経費に関する見積書） (8) 直近3か年の決算書類※² (9) 暴力団排除に関する誓約書，役員名簿※² (10) 関係法令遵守に関する誓約書※² (11) 県税納税証明書（発行から3か月以内で，全ての県税に未納がないこと）※² (12) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内）※² (13) 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）※² (14) 設備設置承諾書（需要家の承諾）※³ (15) オンサイトPPAモデル，ファイナンスリースに関する契約書の案※³ （補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により，需要家に還元されることが分かる記載があること） (16) その他知事が特に必要と認めるもの(15)その他知事が特に必要と認めるもの
-----------------	---

※¹ (1) 及び (2) は，電子データでも提出願います。

※² 第三者所有（オンサイトPPAまたはファイナンスリース）の場合，(8)～(13)については，申請者分（発電事業者等）と併せて，電力使用者（需要家）分も提出願います。

※³ 第三者所有（オンサイトPPAまたはファイナンスリース）の場合，(14)～(15)については，電力使用者から承諾を受けたものを提出願います。

6 注意事項

- (1) 提出いただいた申請書類一式について，審査会により内容等を審査し，補助金の交付対象者を決定します。
- (2) 交付申請する金額に千円未満の端数がある場合は，切り捨てることとします。
- (3) 補助事業の着手は，原則として補助金の交付決定後となりますが，やむを得ない事由により，当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは，あらかじめ「交付決定前着手届」により，届け出る必要があります。その場合，交付決定がなされなかったり，交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しないことがあります。
- (4) 令和5年2月28日までに完了する事業が補助対象です。
- (5) 交付決定後，事業の縮小等で補助金交付額が下限の500万円を下回った場合，対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので，経費の取扱には十分留意してください。
- (6) 対象となる補助事業について，国や都道府県，市町村等から補助金等の交付を受ける場合は，本補助金へ申請することはできません。
- (7) 以下の事業者は，交付申請することができません。
 - イ 補助金の交付対象となる事業について，他の補助金を受ける場合
 - ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
 - ハ 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するもの。
 - ニ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - ホ 県税に未納がある者